

宮城県スポーツ少年団野球協議会軟式野球交流大会運営規定

令和5年3月24日改正

【 中 学 生 の 部 】

1 参加資格について

大会開催年度に宮城県スポーツ少年団に登録した(する)単位団で、かつ本会に登録した単位団

2 参加登録について

(1) 本会に参加しようとする団は、本会が指定する期日までに所属する支部を通し、本会所定の登録書を提出しなければならない。

(2) 選手等の変更及び追加登録は、当該チームの第1試合当日までできるものとし、試合開始予定の1時間前までに、訂正した登録書をグラウンド担当団に提出するものとする。

3 試合時のチーム編成について

(1) チームは、登録した9名以上20名以内と指導者(監督1名、コーチ2名以内)、スコアラー1名で編成する。

※注 本会登録外の選手を、試合に参加させていることが試合中に判明した場合は、没収試合として当該チームの負けとする。ただし試合終了後であれば判明しても適用しないしない。

なお、前記行為がスポーツマン精神に反するものと理事会で判断したときは、指導者を除名できるものとし、以後除名処分を受けた指導者の本会の登録を認めない。

(2) ベンチに入る指導者(監督、コーチ)のうち少なくとも**2名以上は、スポーツ少年団有資格者(旧認定育成員、旧認定員、スタートコーチ(スポーツ少年団)、コーチングアシスタント)**でなければならない。(新規登録団は除く)ものとする。ただし事情によりスポーツ少年団有資格指導者がベンチに入れない状況が生じたときは、試合開始前、本部に(会場責任者)にその旨を届け承認を得なければならない。

※注1 届け出なくベンチに入る指導者にスポーツ少年団有資格者がいないことが判明したときは、試合は負けとし、当該年度の本会指導者登録を抹消する。

※注2 事情により、監督がベンチに入れないときは、コーチの中からその試合の監督代行者を選び、試合開始前、本部(会場責任者)にその旨を届け、承認を得なければならない。届け出がないときは当該試合で抗議することができない。

(3) 選手は、試合ごと20名以内で入れ替えできるものとする。

試合出場の登録は、メンバー表によって行うもの俊、メンバー表に記載のない選手の参加があった場合は次のとおりとする。

試合に出場しプレー後に判明した場合は、登録外選手出場とみなし、本会運営規則3の(1)の※注の規定を適用する。

ただし、指導者の除名処分等の規定は適用しない。

試合の出場しない前に判明した場合は、当該選手の退場だけとし、本運営規則3(1)の※注の規定は適用しない。

(4) 登録選手の背番号は。0番から27番と31番から99番までで、主将は10番とする。

指導者の背番号は、監督が30番、コーチは29番と28番とする。

※注1 登録選手の背番号のつけま違いは、判明した時点で正しく改めさせる。罰則は適用しない。

※注2 誤記等により同一チームに同じ背番号の選手がいることが判明した場合は、いずれかの選手の背番号を改めさせる。罰則は適用しない。

(5) ベンチに入る選手、指導者、スコアラー(24名以内)はスコアラーを除き同一ユニフォームを着用する。(同一ユニフォームとは、上下ユニフォーム、帽子、ソックス、ストッキング、ベルトが同色、同形、同意匠、**スパイクは同一でなくてもかまわない**、アンダーシャツは同色)スコアラーの服装は、帽子の着用その他著しく品位を欠かないような服装とす。。

又、ユニフォームは、監督、コーチと紛らわしいので禁止する。

※注1 この規定に違反していることが判明したときは、違反者を退場させる。

※注2 選手、監督、コーチのロングパンツスタイルは認めない。

4 用具について

- (1) 試合球はマルケンM球とする。(本会が用意し提供する。)
- (2) バットは公認(JSBB)を使用する。ひび割れ、へこみ等のあるもの、ビニールを巻いたもの及びマスコットバット、バットリングのベンチ持ち込みを禁止する。
※注1 試合前、派遣審判員の確認を受けなければならない。
- (3) スパイクは、ゴム製、金属製いずれも可とする。
- (4) 打者、次打者、ランナー、ベースコーチは公認のヘルメット(同一のもの)を必ず着用しなければならない。1チーム最低7個用意するものとする。
※注1 試合前、派遣審判員の確認を受けなければならない。
- (5) 捕手は公認のマスク、プロテクター、レガース、捕手用ヘルメット、ファールカップを着用しなければならない。(投球練習の代理捕手の着用が望ましい。)
- (6) 指導者のグラウンド内での投球練習の捕球及びキャッチボールを禁止する。

5 規則(ルールについて)

- (1) 試合は大会要項、本会軟式野球交流大会運営規則(中学生の部)と公認野球規則(少年の部)を併用して行う。
- (2) 各試合会場規則については、会場責任者、又は試合会場担当責任者が宮城県野球連盟派遣審判員と試合前に協議し、当該しあいの両監督に周知するものとする。
- (3) 試合時のベンチは組み合わせ番号の少ない方を1塁側とする。
- (4) メンバー表の交換は、第1試合を除き5イニング終了時に、会場本部に3部を提出して行う。
※注1 試合開始予定時刻までメンバー表を提出できない場合、棄権とみなし相手チームの勝ちとする。
- (5) 試合のイニング数
 - ① 試合はすべて7イニングとする。
 - ② 決勝戦を除き時間制限を設け、90分を超えた場合は次のイニングに入らない。
 - ③ 7イニング終了時同点の場合は、決勝戦を除き90分以内であれば延長戦を行うことができる。
 - ④ 決勝戦を除き5イニング以降7点差でコールドゲームとする。
 - ⑤ 決勝戦は時間制限を設けず、7イニングを終了し同点の場合は、1イニングの延長戦を行う。それでも勝敗がつかない場合は、特別ルールによる1イニングの延長戦を行う。
特別ルールとは、一死満塁を設定し、イニング終了時の次の打者から攻撃する。それでも勝敗がつかない場合は抽選とする。
 - ⑥ 勝敗の抽選は、試合終了時のポジション9人で、封筒の○×による抽選で勝敗を決める。抽選の順序は、先に選考チームの投手が封筒を引き、次に後攻チームの投手が引き開封せず、以降捕手から交互に両チームの8人が封筒を引き、全選手終了した時点で回収し、監督立ち合いのもと開封し○の多いチームを勝ちとする。
 - ⑦ アピールは確認事項のみとし、監督及び当該選手ができるものとする。
ただし、アウト、セーフ及びルール上において明らかに誤った判定を下したと判断されるは、当該試合審判員と控えの審判員との協議のうえ、判定を訂正できるものとする。
 - ⑧ 投手の練習投球は、初回と交代時は8球以内、その他は4球以内とする。(ただし1分以内)
 - ⑨ 選手交代は、投手を含め駆け足で行うものとする。
 - ⑩ 次打者は、次打者席でボールの行方を注視し低い姿勢で待機するものとする。
 - ⑪ 打者は、バッターボックスに速やかに入り打撃姿勢をとるものとする。
 - ⑫ 投手が捕手のサインを見るときは、必ず投手板を踏んで見るものとする。
 - ⑬ 監督、コーチが1イニングに同一投手のもと2度行ったときは、その投手は自動的に交代となるものとする。
 - ⑭ **一投手の1日の投球回数を健康管理上から100球とする。**
試合中に規定の投球数に到達した場合は、その打者の打撃が完了するまで投球できる。
 - ⑮ 監督及び野手が試合中のタイムは1試合それぞれ2回とする。
ただし、延長戦になった場合は1試合それぞれ更に1回認めるものとする。
 - ⑯ 申告敬遠を認めるものとする。

6 禁止事項について

- (1) 足を高く上げた危険なスライディング
- (2) 野手の空タッチ
- (3) 野手が走塁に対し塁をふさいだり、用具を塁上及び走路に置くこと。(走塁妨害)
- (4) 選手が塁上に腰を下ろす行為
- (5) 投手の変化球及び野手のかくし球は認める。
- (6) アウト後のボール回しは、試合進行に支障のない範囲で認める。
- (7) 指導者並びに選手の試合中のサングラスの使用を禁止する。
ただし、申し出によりやむをないと判断したときは、対戦相手チーム了承を得て使用できるものとする。

7 チーム帯同審判員の派遣について

帯同審判とは、支部が行う審判講習を受講し、かつ本会に届け帯同審判員の徽章の支給を受けた者を言う。(宮城県野球連盟公認審判員が、チーム帯同審判員となることは可)

- (1) 参加チームは、大会中、準々決勝まで、指定された試合に帯同審判員を派遣しなければならない。
第1試合の帯同審判員には、試合会場担当団より2名、1塁と3塁の審判球審。2塁審判は宮城県野球連盟派遣審判員)、第2試合以降の大同審判員は、当該試合の前の勝ちチームより2名(1塁と3塁の審判)、負チームから1名(2塁の審判)、球審は宮城県野球連盟派遣審判員
- (2) 帯同審判員の服装は、審判帽子、白ワイシャツ若しくは白ポロシャツ(無地、襟付き)、黒又はグレーのスラックス、審判用靴又はスニーカー(宮城県野球連盟公認審判員の帯同審判員は、連盟公認の服装でも可とする。
旨には本会帯同審判員の徽章をつけるものとする。
※注1 スラックスにはベルトを着用し上衣の裾はスラックスの中入れるものとする。
- (3) 帯同審判員の服装に違反したり、派遣できなかったチームは次年度の参加を認めない。

8 特別規定

- (1) 放棄試合並びに試合当日、何の連絡もなく試合に参加しなかったチームは、次年度の大会の参加を認めない。
ただし、理事会でやむを得ない事情があったと認めた場合は適用しない。
- (2) チーム(選手、指導者、親の会等)が如何なる人に対してであっても、名誉を著しく傷つける野次や言動、又は個人を攻撃するような行為を行った場合は、理事会でその行為が著しくスポーツマン精神に反するものと判断した場合、指導者又はチームに対してペナルティーを課す事ができる。